

1-20. 那覇市議会議員政治倫理条例施行規程

令和 5 年 7 月 14 日
議 会 訓 令 第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、那覇市議会議員政治倫理条例(令和5年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(政治倫理規準)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する行為は、次のとおりとする。

- (1) 政務活動費及び公金に関する犯罪行為、贈収賄・あっせん収賄に関する犯罪行為等、議会活動に関する不祥事
- (2) 窃盗、暴行、殺人、詐欺等の重大な犯罪行為等、議会活動外での不祥事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会通念上不適切な行為(軽微なものを除く。)

(審査要求書)

第3条 審査要求書を提出する者は、条例第6条第1項の規定により請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿に審査要求書の原本又は写しを付して求めるものとする。

2 前項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、本人が署名することができないときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第8項の規定の例により委任を受けた者(市内に住所を有する満18歳以上の者に限る。)が代筆することができる。

3 審査要求書を提出する者は、地方自治法第74条第7項に定める期間は、審査要求し、又は署名を求めることができない。

(政治倫理規準に反する行為を証する書類等)

第4条 条例第7条第2項第4号の議長が別に定める書類等は、次に掲げる書類とする。

- (1) 新聞に掲載された記事
- (2) 契約書等の証拠書類の写し
- (3) 報道機関により報道された事実を証する書類等(第1号に該当するものを除く。)

(4) 雑誌(週刊誌又は月刊誌に限る。)に掲載された記事

(5) 音声を録音した記録及びその内容を説明した書面(当該音声を録音した記録に係る議事録を含む。)

(6) 撮影した記録及びその内容を説明した書面

2 前項各号に掲げる書類には、ソーシャルメディア上の情報及びその内容を説明した書面を添付することができる。

(審査結果の概要の公表等)

第5条 条例第10条第8項、第11条、第15条第4項及び第16条の公表は、なは市議会だより及び那覇市議会ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査要求書の様式その他の必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和5年7月14日から施行する。

【制定理由】

「那覇市議会議員政治倫理条例」が令和5年7月14日公布されたことに伴い、条例の施行について必要な事項を定めるため。